

2014 年 9 月 10 日

ウクライナ問題—歴史に学ぶ

公益財団法人 国際通貨研究所
専務理事 倉内 宗夫

昨年末から混迷を極めているウクライナ問題は、当初のウクライナとロシアの二国間問題から、欧米そして日本をも巻き込んだ世界規模での対立構造に展開しており、混迷は一層深まるばかりである。

今年 6 月に就任したポロシェンコ大統領率いる現政権の基盤は、極右民族派が有力政党として政権の主要ポストを占めている現状下、必ずしも強固とは言えない。

今回のウクライナを巡る騒動の発端は何か。端的に言えば、昨年 11 月にウクライナが欧州連合と締結を予定していた連合協定について、ヤヌコヴィッチ前政権が調印を延期し、ロシアからの融資受け入れを発表したことであろう。

これをきっかけに、親欧派は欧州連合への統合を求めて首都キエフを含む各地でデモを展開、治安部隊と衝突した。今年 2 月、ヤヌコヴィッチ政権は崩壊したがその後も情勢は安定せず、今日に至るまで東ウクライナで親欧米の政権側と親ロシアの分離独立派による内戦が続いていることはご存じの通りである。

そもそもウクライナは、過去 1000 年以上に亘り、複雑な民族・人種問題を抱えてきた地域である。例えば、ウクライナに住むユダヤ人の歴史に焦点を当ててみると、現在ウクライナ総人口の 1%にも満たないユダヤ人が、ウクライナの歴史へ少なからず影響を与えてきたことを垣間見ることが出来る。

紀元 6 世紀ごろ、現在のウクライナからウズベキスタン一帯にかけて“ハザール王国”が勃興し、9 世紀には「ユダヤ教国家」となった。彼らが東欧ユダヤ人のルーツという説もある。

その後キエフを含む一帯はリトアニアに、そして 16 世紀にはポーランドの支配下に入った。ポーランドは歴史的にもユダヤ人に寛大で、領土拡大にともないポーランド貴族は私有地管理に勤勉なユダヤ人を重用してきた。

しかし 18 世紀末までの 3 度にわたるポーランド分割により、旧ポーランド領の黒海北部・ウクライナで生活していた 100 万人にのぼる東欧ユダヤ人が、帝政ロシアの支配下になった。ロシアの傘下に組み込まれたウクライナでは、ウクライナ人のみならずユダヤ人も、時のロシア政府から様々な抑圧を受けることになった。

ロシアの抑圧にも拘らず、ユダヤ人は文化面でロシア（正確にはソ連邦）に大きく貢献した。昔から今日に至るまで、ユダヤ人は教育熱心である。そして比較的裕福な家庭で優れた教育を受けることが出来た者の一部は、音楽家の道を歩んだ。

ご存知の方も多いであろう。旧ソ連邦は 20 世紀半ばの音楽界において、ウクライナ出身のユダヤ人にルーツを持つ傑出した演奏家を、きら星の如く輩出した。バイオリニストを挙げると、アイザックスターン、オイストラフ、エルマン、コーガン、ミルシュテイン等々。ピアノではホロビッツ。実に枚挙に暇がない。

以上ウクライナの歴史をユダヤ人の観点から簡単に振り返ってみた。単一民族の日本人には理解しがたい、複雑なものであることがお分かりになるであろう。

また現在のウクライナ問題と関係するウクライナの歴史の複雑さを示す例として、多くのウクライナ人移民の存在がある。彼らは帝政ロシアの抑圧と言う厳しい環境から逃避するべく、20 世紀をはさんで新天地を求め、カナダや米国の農業地帯に移住していた、

カナダには現在 120 万人のウクライナ移民の末裔が住んでおり、一大コミュニティを形成している。今回のウクライナ問題発生後のカナダ政府の対応を見ると、そうしたウクライナ移民の意向が大きく反映されているように見受けられる。

我々がウクライナ問題を議論するには、こうした歴史的に複雑な関係・経緯を、ひとつひとつ丁寧に深く理解する必要がある。そのベースとなるのは、”歴史に学ぶ”という真摯な姿である。底流に流れる本質を見極める能力を、磨く努力を欠いてはいけない。

世界中の多くの人々が、ウクライナ問題の一刻も早い解決を祈っている。しかし現実にはロシアと欧米との東西対立のはざまに時に大きく揺れ動かされ、かつ内戦の早期終結や破たん寸前の経済立て直し等、乗り越えなくてはならない課題が山積である。やはり国民から支持されガバナンスの効いた安定した政府の確立が不可欠である。また隣国ロシアや欧米列国の理解と支援が必要条件だ。

ウクライナはかつて、世界の食糧庫と言われた肥沃な土地。この地球は途上国の人口爆発という問題を抱え、食糧供給の重要性が従来にも増して叫ばれている。ウクライナが速やかに安定を取り戻して農業を復活させ、そうした地球規模での要請にも国際社会の一員として応える日が到来することを、切に願う次第である。更に欲を言えば、前世紀同様、21 世紀を代表する素晴らしい音楽家がウクライナから輩出されることを密かに期待したい。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>